府令・省令

○内閣府・総務省・文部科学省令第三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　永岡　桂子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員） **第二条の二**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。）第二条第二項第二号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 ［一　略］ 二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第二項又は第五項 ［2　略］ （長期給付の適用範囲） **第百十九条の六**　令第二十四条の二第二項第二号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 ［一　略］ 二　構造改革特別区域法第二十三条第二項又は第五項	（職員） **第二条の二**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。）第二条第二項第二号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 ［一　同上］ 二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十四条第二項又は第五項 ［2　同上］ （長期給付の適用範囲） **第百十九条の六**　令第二十四条の二第二項第二号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 ［一　同上］ 二　構造改革特別区域法第二十四条第二項又は第五項
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和五年九月一日から施行する。

省令

○文部科学省令第二十八号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十一日　　文部科学大臣　永岡　桂子

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令（平成二十八年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～三十五　（略） 三十六　N－（一－アミノ－三・三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－一－ベンジル－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類 三十七～六十　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～三十五　（略） （新設） 三十六～五十九　（略）